

函南町商工会リフォーム助成事業

助成金申請者の流れ

専用HP（申請用紙等はこちら）<http://reform.kannami.com/>

1. リフォームのご相談は登録施工業者へ直接お問い合わせください

- ①登録施工業者以外での業者様で工事を行った場合は助成金が受けられません
- ②町税等の滞納がある場合には助成金が受けられません。町に納税確認を依頼しますのでご了承ください。
- ③助成対象者は、函南町におおむね3ヶ月以上居住（営業）している町民・法人です。

2. 登録施工業者がリフォーム助成金申請書等の書類を作成・提出します

I 提出書類

- ①「函南町商工会リフォーム助成事業申請書」（様式第1号）
個人用／法人用
- ②「工事着工前証明書」（様式第2号）
- ③「委任状」（様式第3号）
- ④「リフォーム助成事業の利用に関する改装承諾書」（様式第4号）
※注1
- ⑤見積書
- ⑥耐震診断書（昭和56年5月以前に建てた建物）

II 書類提出：登録施工業者が函南町商工会へ提出します。

- ①助成金申請の際、必ず委任状をご記入し登録施工業者へお渡しください。（助成金申請書、委任状その他必要な書類は登録施工業者よりお渡しいたします。）
- ②転居等により函南町で納税確認できない方（居住または営業開始後おおむね3ヶ月以上経過していること）は、電気や水道など公共料金の利用状況がわかる請求書等を添付してください。

注1）賃貸店舗のリフォームの場合には賃貸人様の承諾書「リフォーム助成事業の利用に関する改装承諾書」（様式第4号）が必要です。

3. 審査

- ①提出された書類の内容について審査会で審査をさせていただきます。

4. 審査結果の連絡

- ①審査の結果は助成金申請者様宛に直接郵送いたします。
「函南町商工会リフォーム助成事業工事許可決定通知書」

5. 工事着工

6. 完成

7. 工事代金の支払い

- ①代金支払の証明として振込依頼書をご提出いただきます（コピー可）。
現金でのお支払いは不可です。
※申請者と振込人が同一名義であること、振込手数料は申請者の負担で
お願いします。（工事代金から引かないでください）

8. 登録施工業者による工事完了報告書と助成金請求書の作成・提出

I 提出書類

- ①「函南町商工会リフォーム助成事業工事完了報告書」
（様式第6号）
- ②「工事施工中写真」（様式第7号-1）
- ③「工事完了証明書」（様式第7号-2）
- ④「函南町商工会リフォーム助成金請求書」（様式第8号）
- ⑤ 工事代金を振込した際の振込依頼書（控）
- ⑥「函南町商工会リフォーム助成事業変更申請書」（様式第5号）
※注2
- ⑦見積書（申請内容の変更内容がわかるように作成）※注2

注2）工事完了報告書の工事代金と申請時の工事代金が相違する場合に提出。

II 書類提出：登録施工業者が函南町商工会へ提出します。

9. 提出された工事完了報告書等の確認

- ①提出書類の最終確認を審査会で行います。

10. リフォーム助成金のお振込み

- ①工事完了報告書等に不備問題がなかった場合には、助成金申請者様へ「函南町商工会リフォーム助成事業交付通知書」を郵送、ご指定の口座へお振込いたします。（交付通知発行からお振込みまで1週間程度かかりますのでご了承お願い致します。）